

二地域居住等の促進について

国土交通省 国土政策局

二地域居住等の促進について

令和7年5月

国土交通省 国土政策局

二地域居住とは

○二地域居住とは、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等も含む。）を設ける暮らし方

○二地域居住の促進は、社会においても、個人においても様々な意義、メリット、可能性が存在

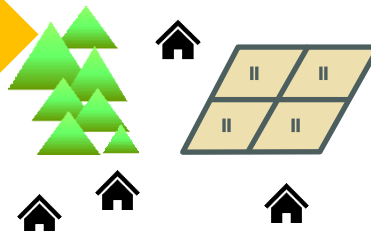
- ・ **地方への人の流れを生む**ことで、地域の担い手の確保や消費等の需要創出、新たなビジネスや後継者の確保、雇用創出、関係人口の創出・拡大が図られる（社会的意義）。
- ・ **都市部も過密を避けつつ**、国土全体の**多様な自然資本・文化資本を活用**し、国際競争力のさらなる強化が望まれる。
- ・ **多様なライフスタイルの実現を通じたウェルビーイングの向上**、新たな暮らし方や新たな働き方の実現、新たな学びの機会の創出が可能になる（個人的意義）。
- ・ 自然災害やコロナ禍のような突発的な危機や変動に対する**冗長性（リダンダンシー）の確保**にも資する。

都市部



- 都心オフィスへの出勤
- 高度な研究・教育拠点の活用
- 大規模なイベントや文化活動への参加
- 海外との交流

地方部



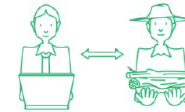
- 自然豊かな環境における生活・子育て
- 副業やテレワークの実施
- 地域交流・地域活動への参加
- ルーツや縁のある地域への貢献

往来

※都市・地方間だけでなく、地方部と別の地方部との二地域・多拠点居住など多様なあり方が含まれる。

新しい体験・多様な体験

都市でも地方でも
それぞれの地域の良さを享受できる
新たな出会いや体験が待っています



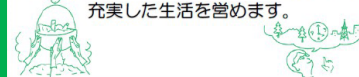
新たなコミュニティに参加

今までいた場所では出会えなかった
コミュニティに参加できるかもしれません。
多様な趣味のサークルや近所づきあいなど
貴重な人や場とのつながりが身近に。



働き方・暮らし方・生き方の 充実や実現

自身の志向や感性に応じて時間や場所を
選択する生活スタイルの可能性があります。
地域固有の自然や食、歴史文化、レジャーな
どを日常的にもっと味わうことが可能になり、
充実した生活を営めます。



地域に必要とされる存在・自己実現

自身の趣味や特技、培った経験を
多様な地域で発揮することで、
その地域の助けとなるとともに、
やりがいや生きがいにつながります。



災害時等のいざというときの 避難場所として

日本はいつ災害に見舞われるか分からない
災害列島です。
二地域居住をしていれば、いざというときに
住み慣れた地域へ避難することができます。



将来の移住に向けて

現在の拠点を残しながら、
別の地域での生活をお試し。
移住に比べて、かわりを残しながら、新た
な生活スタイルを取り込めるのが良いところ。



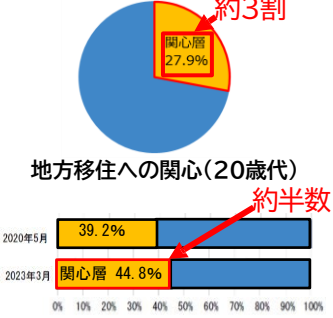
広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律

※令和6年5月15日成立。同年11月1日施行

背景・必要性

- コロナ禍を経て、Uターンを含めた若者・子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズが高まっていることから、地方への人の流れの創出・拡大の手段として、二地域居住の促進が重要。しかし、その促進に当たっては、「住まい」「なりわい(仕事)」「コミュニティ」に関するハードルが存在。
- このため、二地域居住者向けの住宅、コワーキングスペース、交流施設等の整備や、市町村による地域の実情を踏まえた居住環境の整備の取組に対する制度的な支援が必要。
- そこで、**二地域居住**の促進を通じた広域的地域活性化のための基盤整備を一層推進し、**地方への人の流れの創出・拡大**を図ることが必要。

二地域居住等への関心



法律の概要

1【都道府県・市町村の連携】二地域居住※1促進のための市町村計画制度の創設

※1法律上は「特定居住」

- ・ 都道府県が**二地域居住**に係る事項を内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成したとき、市町村は二地域居住の促進に関する計画(**特定居住促進計画**)を作成可能
- ・ 特定居住促進計画には、地域における**二地域居住に関する基本的な方針、拠点施設の整備に関する事項**等を記載するものとし、当該計画に定められた事業の実施等について**法律上の特例**を措置(住居専用地域において二地域居住者向けのコワーキングスペースを開設しやすくする等)
- ⇒ 空き家改修・コワーキングスペース整備について支援<予算>
- ・ 市町村は、都道府県に対し、**二地域居住**に係る拠点施設と重点地区をその内容に含む**広域的地域活性化基盤整備計画の作成について提案**が可能

都道府県(広域的地域活性化基盤整備計画)

- ✓ 広域からの来訪者(観光客等)を増加させるインフラ(クセス道路等)の整備事業等【現行】
- ✓ **二地域居住**に係る拠点施設【新設】
- ✓ その整備を特に促進すべき重点地区【新設】
- ⇒ インフラ整備(都道府県事業)について社会資本整備総合交付金(広域連携事業)により支援<予算>

市町村(特定居住促進計画)【新設】

- ✓ 特定居住促進計画の区域
- ✓ **二地域居住**に関する基本的な方針(地域の方針、求める二地域居住者像等)
- * 住民の意見を取り入れた上で公表し、地域と二地域居住者と適切にマッチング
- ✓ **二地域居住**に係る拠点施設の整備
- ✓ 二地域居住者の利便性向上、就業機会創出に資する施設の整備
- * 事業の実施等について法律上の特例を措置
- ▼整備イメージ



2【官民の連携】二地域居住者に「住まい」「なりわい」「コミュニティ」を提供する活動に取り組む法人(二地域居住等支援法人※2)の指定制度の創設

※2法律上は「特定居住支援法人」

- ・ 市町村長は**二地域居住促進**に関する活動を行うNPO法人、民間企業(例:不動産会社)等を**二地域居住等支援法人**として指定可能
- ・ 市町村長は空き家等の情報、仕事情報、イベント情報などの**鍵情報**を情報提供(空き家等の不動産情報は本人同意が必要)
- ・ 支援法人は、市町村長に対し、特定居住促進計画の作成・変更の提案が可能
- ⇒ 支援法人の活動について支援<予算>

3【関係者の連携】二地域居住促進のための協議会制度の創設

- ・ 市町村は、特定居住促進計画の作成等に関し必要な協議を行うため、当該市町村、都道府県、二地域居住等支援法人、地域住民、不動産会社、交通事業者、商工会議所、農協等を構成員とする**二地域居住等促進協議会※3**を組織可能

※3法律上は「特定居住促進協議会」

【目標・効果】二地域居住の促進により、地方への人の流れの創出・拡大を図る(KPI) ①特定居住促進計画の作成数: 施行後5年間で累計600件
②二地域居住等支援法人の指定数: 施行後5年間で累計600法人

令和7年3月31日時点
都道府県番号順

都道府県計画（広域の地域活性化基盤整備計画）

都道府県名	策定日
北海道	令和7年3月21日
石川県	3月28日
山梨県	3月28日
長野県	2月10日（3月7日一部改正）
鳥取県	3月13日
高知県	3月27日

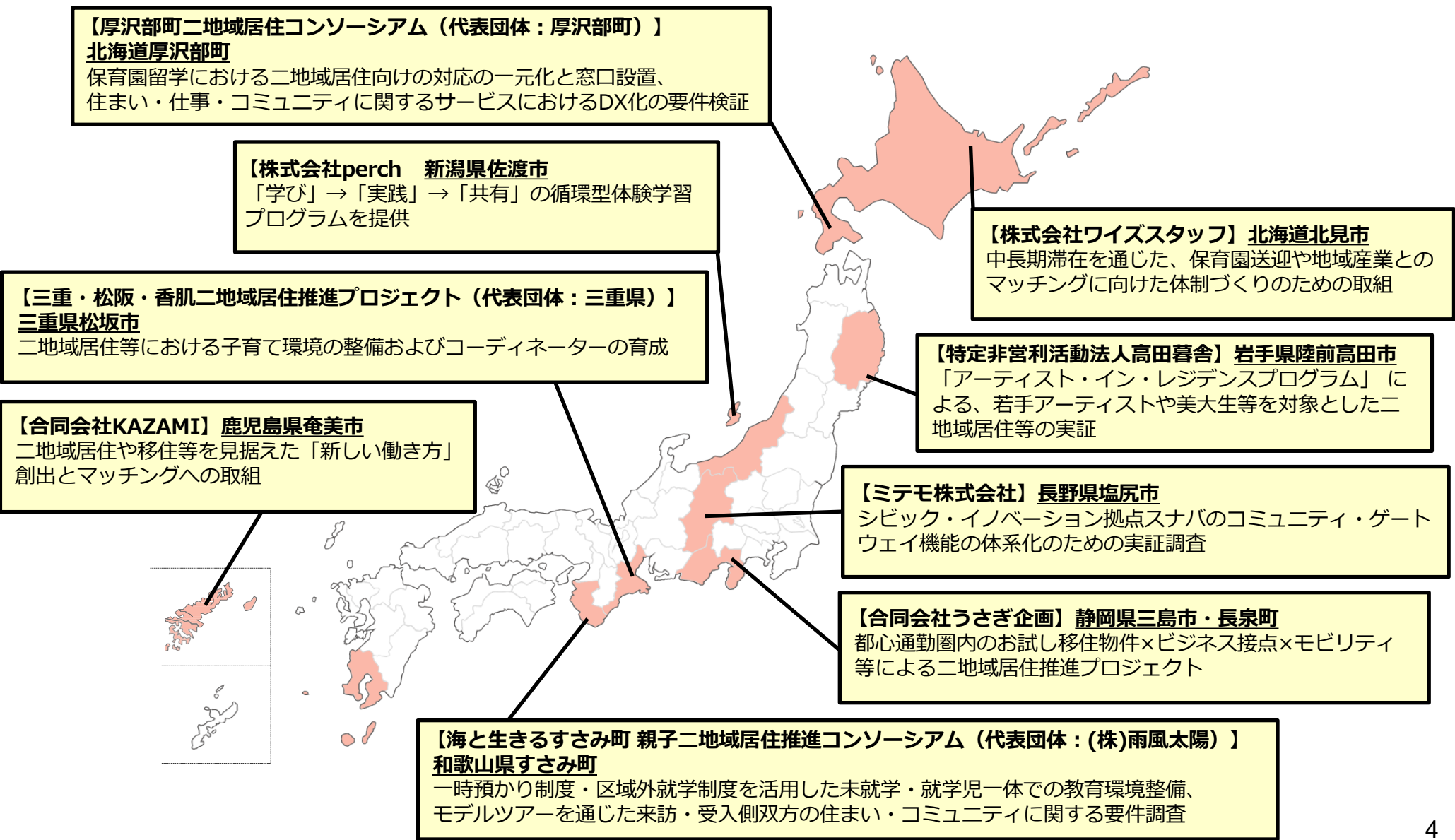
市町村計画（特定居住促進計画）

市町村名	策定日
北海道厚真町	令和7年3月24日
長野県塩尻市	3月27日
鳥取県江府町	3月14日
高知県馬路村	3月31日
高知県大川村	3月31日

特定居住支援法人

市町村名	法人名	指定日
北海道厚真町	（株）Anotherworks	令和7年2月25日
北海道厚真町	（株）さとゆめ	2月25日
北海道厚真町	ミーツ（株）	2月25日
山形県新庄市	（一社）温故知新	2月18日
山形県鮭川村	（一社）温故知新	2月27日

概要 二地域居住等の促進により地方への人の流れの創出・拡大を図るため、改正法施行後は特定居住支援法人等になり得るモデル的な先行事例として、R6年度は以下の9件の取組を採択し、支援を実施



- 「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年5月）の成立を踏まえ、官民連携の核となる「特定居住支援法人」による先導的な取組のモデル形成の支援や官民共創のプラットフォームの構築を進めるとともに、二地域居住者の負担軽減や生活環境の整備等といった中長期的な課題の解決に向けた官民連携の先導的なモデル事業を支援し、二地域居住等の促進を図る。

※骨太方針2024（抜粋）

- ・関係人口の拡大や二地域居住・多拠点生活等の多様なライフスタイルの推進に向け、サテライトオフィス等の基盤整備等を行う
- ・空き家対策について、災害対策上の重要性も踏まえ、自治体への後押し等を通じた空き家の発生抑制、適切な管理、除却等の総合的な取組に加え、流通拡大や二地域居住促進を通じた利活用拡大を進める

二地域居住等の促進に向けた支援の内容

特定居住支援法人による取組の推進

（令和7年度予算：10百万円）

- ・二地域居住等の促進に向けて、「住まい」、「なりわい」、「コミュニティ」に関するハードルの解決のため、特定居住支援法人として指定されたNPO法人・民間事業者等が地方公共団体と連携して行う先導的な取組を支援する。

想定される課題の例

住まい

- ・住まいとのマッチング
- ・市町村のマンパワーや専門的知見の不足
- ・賃貸住宅の確保・供給
- ・活用可能な空き家の発掘

なりわい

- ・地域交流の場の創出
- ・就職先の確保・マッチング
- ・地場産業への就労・就農への支援
- ・副業による地域の関わり合いの創出

コミュニティ

- ・地域との関係づくり
- ・二地域居住者と地域住民を繋ぐ人材の育成
- ・地域での活躍の場の創出
- ・地域の二地域居住等への理解の促進

二地域居住等の促進に向けた先導的な施策の実装

（令和6年度補正予算：300百万円・令和7年度予算：10百万円）

- ・二地域居住等促進の中長期的な課題の解決に資する交通事業者、不動産会社等の民間事業者や自治体等によるハード・ソフト一体的な実証モデル事業の実施を支援する。

<取組の内容例>

- 自治体等による二地域居住者への証明
- 住まいの滞在費や地域間の移動に伴う長距離交通費の定額化・低廉化
- 保育園、学校等に関する子育て・教育環境の整備
- 空き家の改修やテレワーク拠点施設等の整備 等



地域間の移動費のサブスク



空き家の改修（お試し居住施設）



コワーキングスペース

全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム構築対策

（令和6年度補正予算：100百万円）

- ・官民共創により二地域居住等の促進に向けた取組を加速化するため、地方公共団体と民間事業者、関係団体、メディア等をマッチングさせる機能を持つ全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームの構築を支援する。

- 官民で連携して二地域居住等を促進していくためのプラットフォームを令和6年10月に設立
(地方公共団体中心の「全国二地域居住等促進協議会」を発展的に改組)
- 5者(官3、民2)が共同代表(任期1年)となり、全国1,060の団体(官:744/民:316)が「会員」として参画
- 二地域居住等の更なる促進に向け、オンライン・オフラインの両面から、優良事例の横展開、官民のマッチング、官民による案件形成、中長期的課題への対応の検討・提言等を実施

全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム

＜プラットフォームの会員＞ (令和7年4月1日時点)

○地方公共団体 744団体

- ・都道府県 45団体
- ・市区町村 699団体

○関係団体、民間事業者等 316団体

- ・移住等支援機関
- ・不動産関係団体
- ・全国版空き家・空き地バンク運営主体
- ・交通関係団体
- ・関連民間事業者
- ・関連メディア 等

- ・参加を希望する団体等が参加
- ・会費は当面の間、無料
- ・申込み受付中

【主な活動内容】

- 二地域居住等の促進に関する施策、事例等の情報の交換と共有、発信
- 二地域居住等の促進に共通する具体的課題等について対応方策の協議・検討
- 二地域居住等の促進に係るノウハウ等の周知・普及、機運醸成
- 二地域居住等の促進のための実践的な政策検討・提言等
- 官民のマッチング促進、出会いの場の提供 等

協力

国土交通省、内閣官房・内閣府、金融庁、こども家庭庁、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省

共同代表(5者)

任期1年

- ・長野県
- ・和歌山県田辺市
- ・栃木県那須町
- ・ANAホールディングス
- ・シェアリングエコノミー協会

専門部会

【主な活動内容】

- 検討テーマ別に開催
- 会員からのニーズも踏まえ、中長期的課題への対応について検討 等

- 共同代表が必要と認めるときには、官民PFに専門部会を置くことができる。
- 専門部会を置く場合には、部会長は、会員の中から共同代表が指名する。

官民の接点

【取組の例】

- ・名刺交換会
- ・シンポジウム
- ・セミナー 等

